

労働基準 平成21年 12月号 目次

TOPICS 就労条件総合調査結果の概況について ほか 2

【特別企画】監督指導による賃金不払い残業に係る是正結果について

— 平成 20 年度は約 196 億円 — 4

平成 20 年 4 月から平成 21 年 3 月までの間に、定期監督及び申告に基づく監督等を行い、その是正を指導した結果、不払になっていた割増賃金の支払が行われたもののうち、その支払額が 1 企業当たり合計 100 万円以上となったもの。是正企業数は 1,553 企業、対象労働者数は 180,730 人、支払われた割増賃金の合計額は 196 億 1,351 万円である。企業平均では 1,263 万円、労働者平均では 11 万円である。～

◇実務講座

賃金制度改善 実践シリーズ「実録」朗喜商事物語 15 12

新しい賃金決定ルールづくりへの道のり～第 9 話～ / 赤津 雅彦 賃金システム研究所 所長

前回は、自社の人事政策に基づいた賃金制度の基本となる本給月額別の各等級ごとの初級初号値、つまり社員がそれぞれの役割を担った際の最低保証額を決め本給体系ができあがりました。例えば係長、つまり IV 等級の本給額は、最低でも 245,000 円といった具合です。ところで、賃金制度を運用する際の給与規定には、「等級」以外にも、「級」や「号」とい～

いまさら聞けない!? 雇用のルール 第 9 話

会社の不正を摘発するのは秘密漏洩? 20

/ 大内 伸哉 神戸大学大学院法学研究科 教授

私が非常勤で行っている女子大学のゼミ形式の講義において、毎年、採り上げているテーマがあります。それは、「もし、君たちが将来就職した会社で、会社の不正行為を目撃したとしたら、どうしますか」、というものです。学生に意見を言わせると、だいたい次の 4 つのパターンに収束します。第 1 のパターンは、会社を辞めるというもので～

最新労働基準判例解説 Vol. 117 26

基礎疾患を有する労働者の研修期間中の心筋虚血死に関する会社の損害賠償責任
NTT 東日本北海道支店(差戻審)事件

より死亡した労働者の遺族が、会社が当該労働者の健康状態に対して十分な注意を払わずに宿泊を伴う研修に参加させたことなどが死亡の原因であるとして、会社を相手取り、不法行為又は債務不履行に基づく損害賠償を請求した事件である。(本件一審判決につき拙稿評釈『労働基準』685号 36-41 頁参照)本件につき、第一審判決、第二審判決はともに会社の損害賠償責任を認め、第一審判決は過失相殺について言及せず、第二審判決は過失相殺に関する規定の類～

マンガ 監督官カンちゃん / 画 モト☆署夢香 18

第 111 回 高橋さん、安全意識を問う その 18

労働災害事例 Case12 アーク溶接にて鋼材の溶接作業中、感電死 34

お知らせ ・平成 21 年度就労条件総合調査結果の概況 8

・第 41 回社会保険労務士試験の合格発表について 17

読み物 天気を見方にし、安全と健康を守る 38

落ち着かない年末のころとからだ

年末は何となく慌ただしく感じてしまい、落ち着きがなくなる。集中力が途切れケアレスミスが大きな事故を引き起こした例がいくらかもある。厚生労働省による、平成 20 年度「労働者死傷病報告」の全業種合計の死傷病発生件数によると、11 月が 9,751 件、12 月が 9,518 件と事故の発生件数はほぼ似たようなものであるが、年末には一斉～

11 月記者発表・次号予告